

第 5 次神崎町障害者基本計画

第 7 期神崎町障害福祉計画

第 3 期障害児福祉計画

令和 6 年 3 月

千葉県 神崎町

～ 目 次 ～

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画における「障害者」「障害児」の定義	4
5 計画の策定体制	4
第2章 障害者等の状況と取り巻く環境	5
1 総人口・世帯の状況	5
2 障害者手帳所持者の状況	6
3 自立支援医療受給者の状況	10
4 障害児の状況	11
5 障害支援区分認定者の状況	12
6 アンケート調査からみる課題やニーズ	13
第3章 障害者基本計画	25
1 基本理念	25
2 基本目標	25
3 施策の基本方針	26
4 施策体系	27
5 施策の展開	28
第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画	42
1 取組の体系	42
2 成果目標と活動指標	43
3 障害福祉サービス等の量の見込みと確保方策	52
4 障害児通所支援等の量の見込みと確保方策	58
5 地域生活支援事業の整備目標	60
6 推進体制	68
資料編	69
1 用語集	69
2 神崎町地域自立支援協議会設置要綱	71

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の障害者施策は、障害者及び障害児が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目指して、障害者福祉に関連する法律等の改正・整備を進めています。また、令和5年3月には「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定され、以後5年間における障害者福祉のあり方が示されており、これまで以上に障害のある人の社会参加を促すための施策の充実が求められています。

神崎町では、令和3年3月に「第4次神崎町障害者基本計画・第6期神崎町障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（以下「前期計画」という。）の策定を行い、障害のある人に対する保健・医療・福祉をはじめ、雇用・就労、まちづくりなど、様々な分野における施策を総合的・計画的に進めるとともに、障害福祉サービス等の推進に努めてきました。

この度、前期計画が計画期間を終了することを受け、新たな制度や社会の動向、障害のある人のニーズ等を踏まえながら、本町の障害者福祉施策の更なる推進を図るとともに、実効性のある障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、令和6年度からの新たな「第5次神崎町障害者基本計画・第7期神崎町障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に定めたものです。

「障害者基本計画」は、国・千葉県・神崎町の関連計画等と整合を図りつつ、障害者福祉の観点からその具体化を図る個別計画の1つとして位置づけられ、障害者福祉施策を推進するための基本理念や基本的な方向を定めることにより、今後の施策推進の指針となるものです。

「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、「障害者基本計画」の基本的な方針に基づき、障害福祉サービス、障害児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう、必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などを示します。

なお、「市町村障害児福祉計画」は、「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができる」とされているため、本町では、「障害福祉計画」に「障害児福祉計画」を包含して策定しています。

町が策定する障害のある人のための各計画の性格

障害者基本計画

- 障害者基本法（第11条第3項）に基づく、障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 〔 多分野にわたる計画（広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 など） 〕

障害福祉計画

- 障害者総合支援法（第88条）に基づく、障害福祉サービスの提供体制の確保に関する実施計画
- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

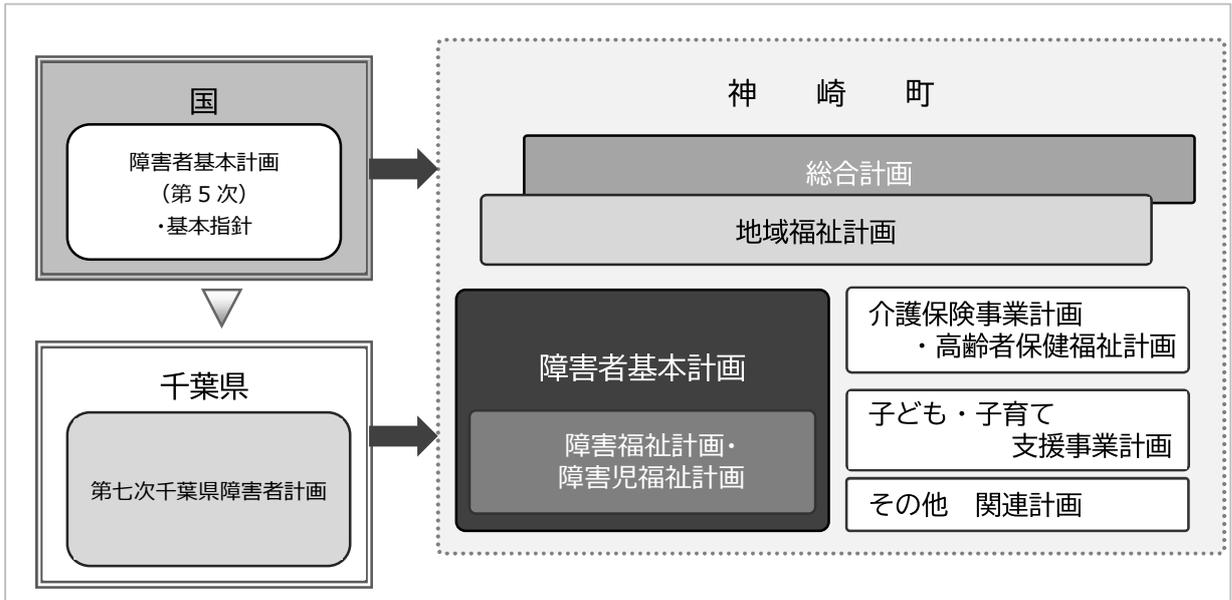
障害児福祉計画

- 児童福祉法（第33条の20）に基づく、障害児福祉サービス等の提供体制の確保に関する実施計画
- 各年度における指定通所支援・指定障害児相談支援の種類ごとの必要量の見込み及び確保の方策等定める計画

(2) 各種計画等との関係

本計画は、障害者基本法等により定められた国及び千葉県が策定した関連計画や、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を踏まえるとともに、町の最上位計画となる「神崎町第5次総合計画」や福祉分野の上位計画として位置づけられる「地域福祉計画」、その他の関連計画と整合・調和を図りつつ策定するものです。

各種計画等との関係



3 計画の期間

本計画の期間は、基本指針の見直しの間隔を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。ただし、今後の制度改革の動向や社会情勢の変化等に柔軟な対応をするため、必要に応じて見直しを行います。

計画の期間

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障害者基本計画		第4次		第5次				見直し	
障害福祉計画		第6期		第7期				次期計画	
障害児福祉計画		第2期		第3期				次期計画	

4 計画における「障害者」「障害児」の定義

本計画における「障害者」「障害児」の定義は、以下に示すとおりです。

◆ 本計画における「障害者」「障害児」の定義 ◆

○『障害者』とは、障害者基本法第2条第1号に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいいます。

○『障害児』とは、児童福祉法第4条第2号に規定する「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」をいいます。

[補説]『社会的障壁』とは、障害者基本法第2条第2号に規定する「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」をいいます。

5 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、障害のある人のニーズや生活状況等を把握するため、町内にお住まいの身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証の所持者及び特別児童扶養手当受給者を対象としたアンケート調査を実施しました。

(2) 神崎町地域自立支援協議会での検討

各方面からの幅広い意見を反映させるために、障害者関係団体の代表をはじめ、保健・福祉・医療など学識経験者、住民の代表者及び一般公募委員で組織する「神崎町地域自立支援協議会」を設置して計画の内容について協議を行い、それらの意見を反映し、計画の策定を行いました。

(3) 事務局によるとりまとめ

神崎町保健福祉課が事務局となり、本計画の策定に向け、アンケート調査の実施や現行計画の振り返り、各種統計資料の整理・分析、計画素案の作成など、計画策定全般に係る事務を行いました。